

東北森林管理局 国有林野産物収穫調査 規程 目次

第 1 章 総 則

趣旨	(第 1 条)	・ ・ ・ ・	13
定義	(第 2 条)	・ ・ ・ ・	13
収穫調査計画・命令	(第 3 条)	・ ・ ・ ・	13
調査員	(第 4 条)	・ ・ ・ ・	14
収穫調査事項	(第 5 条)	・ ・ ・ ・	14
収穫調査の成果	(第 6 条)	・ ・ ・ ・	15
収穫調査復命書	(第 7 条)	・ ・ ・ ・	15
収穫調査復命書の審査等	(第 8 条)	・ ・ ・ ・	16
計量単位	(第 9 条)	・ ・ ・ ・	16
調査用機械及び器具	(第 10 条)	・ ・ ・ ・	16

第 2 章 区域の調査

周囲測量	(第 11 条)	・ ・ ・ ・	17
調査区域内の測量	(第 12 条)	・ ・ ・ ・	18
区域の標示	(第 13 条)	・ ・ ・ ・	18
測量方法及び測点のけい測等	(第 14 条)	・ ・ ・ ・	18
収穫調査図面の作成	(第 15 条)	・ ・ ・ ・	19
面積の算定	(第 16 条)	・ ・ ・ ・	20
閉塞公差	(第 17 条)	・ ・ ・ ・	20
実測原図の修正	(第 18 条)	・ ・ ・ ・	20

第 3 章 立木等の調査

第 1 節 単木の調査

調査対象木の基準	(第 19 条)	・ ・ ・ ・	20
樹種及び種類の区分	(第 20 条)	・ ・ ・ ・	20
品質区分	(第 21 条)	・ ・ ・ ・	21
利用率	(第 22 条)	・ ・ ・ ・	22
胸高直径	(第 23 条)	・ ・ ・ ・	22
樹高	(第 24 条)	・ ・ ・ ・	23
立木材積等の算定	(第 25 条)	・ ・ ・ ・	23
伐倒木等の材積算定	(第 26 条)	・ ・ ・ ・	24
不整形木の材積算定	(第 27 条)	・ ・ ・ ・	24
誤盗伐木等の材積算定	(第 28 条)	・ ・ ・ ・	24
根株の材積算定	(第 29 条)	・ ・ ・ ・	24
未木、落丸太等の材積算定	(第 30 条)	・ ・ ・ ・	24

第2節	林分の調査		
	立木の調査	(第31条)	・・・ 25
	製品生産資材の調査	(第32条)	・・・ 26
	立木以外の主産物の調査	(第33条)	・・・ 26
	副産物の調査	(第34条)	・・・ 26
	毎木調査法	(第35条)	・・・ 26
	全林分の品質区分の推定	(第36条)	・・・ 27
	全林分の利用率の推定	(第37条)	・・・ 27
	標準地調査法	(第38条)	・・・ 27
	標本抽出調査法	(第39条)	・・・ 28
	蓄積把握のための調査	(第40条)	・・・ 28
	間伐設計	(第41条)	・・・ 29
	搬出支障木等の調査	(第42条)	・・・ 29
第3節	極印及び調査木等の標示		
	極印	(第43条)	・・・ 29
	調査木の番号	(第44条)	・・・ 29
	調査木等の標示	(第45条)	・・・ 30
第4章	林産物の搬出及び跡地更新に関する調査		
	林産物の搬出に関する調査	(第46条)	・・・ 30
	跡地更新に関する調査	(第47条)	・・・ 30
第5章	地山採石の調査		
	地山採石	(第48条)	・・・ 31
	土石量の調査	(第49条)	・・・ 31
	岩石採取に伴う表土の扱い	(第50条)	・・・ 31
	基準点の保存	(第51条)	・・・ 31
第6章	帳表		
	帳表	(第52条)	・・・ 31
第7章	雑則		
	係争等に係る立木の調査	(第53条)	・・・ 31
	新たな技術の開発や導入	(第54条)	・・・ 31
	東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程 別表目次		・・・ 32

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 東北森林管理局署における収穫調査に関しては、国有林野管理経営規程（昭和44年3月29日農林省訓令第7号）、国有林野産物極印規則（昭和34年4月4日農林省訓令第15号）その他の関係通達等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において収穫調査とは、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）第2条に規定する産物（林産物の加工品を除く。）を、売払い、譲渡若しくは内部的使用（製品生産資材等を含む。以下同じ。）の目的をもって調査すること、又は樹木採取権者による樹木採取権の行使のために調査することをいう。

2 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 枝条率 幹材積に対する材積の比率をいう。
- (2) 標準地調査法 調査区域内に標準地を設け、当該標準地内の立木の材積を調査し、面積比例又は本数比例によって調査区域全体の材積等を算出する調査方法をいう。
- (3) 標本抽出調査法 調査区域内に標本地を抽出し、当該標本地内の立木の本数、材積等を調査し調査区域全体の材積等を算出する調査方法をいう。
- (4) 毎木調査法 調査区域内の毎木について単木調査を行い、調査結果を集計する調査方法をいう。
- (5) ビッターリッヒ法 林分の単位面積当たりの胸高断面積合計から調査区域の材積を算出する調査方法をいう。
- (6) 襲用 国有林野施業実施計画の調査数値、隣接類似林分の調査数値等を利用する調査方法をいう。
- (7) 目測 目視によりおよその材積、本数等を計測する調査方法をいう。
- (8) 利用上優位でない林分 立木販売を予定する林分のうち、生産される木材が主に一般材及び低質材であって、売払価格に占める収穫調査の所要経費が森林管理局長の定める割合を上回る林分をいう。
- (9) 林相が均一で価値の高い立木が含まれない林分 高齢級の立木等価値の高い立木が含まれる林分を除く林相が均一な人工林をいう。
- (10) 価値の低位な立木 主にパルプ、チップ又はバイオマス燃料への利用が想定される低質な立木、薪炭材における立木及び6齢級以下の初回間伐の対象となる立木をいう。
- (11) リモートセンシング技術 3Dレーザ、空中写真等により、立木に接触せずに材積、樹高等を計測する技術をいう。

### (収穫調査計画・命令)

第3条 森林管理（支）署長は国有林野施業実施計画及び森林管理（支）署収穫予定簿に基づき、現地の実情を考慮して、毎年度当初に、当該年度の収穫調査計画・命令書を作成しなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合には、その都度収穫調査計画・命令書を作成する。

なお、森林管理（支）署長は収穫調査命令において、調査に当たっての森林施業上留意すべき事項を必要に応じ指示する。

- (1) 当初の収穫調査計画・命令書を変更する場合
- (2) 収穫調査後満3年を経過した林木を、売払い、譲渡又は内部的使用の目的をもって払出す場合  
ただし、東北森林管理局国有林野産物収穫調査の現地審査要領について（平成18年3月31日17東販第123号）（以下、現地審査要領）第10条に定める免諒限界内のときはこの限りでない。
- (3) 収穫調査後満3年以内であっても、被害等により修正のための調査を要する林木、又は審査等により再調査を要すると認められた林木を、売払い、譲渡又は内部的使用の目的をもって払い出す場合
- (4) その他特に必要がある場合

2 森林管理（支）署長は、収穫調査計画・命令書に基づき、調査員に収穫調査命令書を交付して、収穫調査の命令をしなければならない。

3 森林管理（支）署長は、次のいずれかに該当するときは、収穫調査を国以外の者に行わせることができる。

- (1) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の5第1項に規定する指定調査機関が実施する場合
- (2) 貸付け又は売り払い等に係る国有林野の収穫調査を、あらかじめ森林管理（支）署長等と締結した協定に基づき、協定の相手方が実施する場合
- (3) 林野庁長官が別に定める場合

（調査員）

第4条 収穫調査の調査員は、前条第3項により国以外の者が行う場合を除き、森林官とする。

ただし、特に必要がある場合は、森林管理（支）署長が指名する森林官以外の職員を調査員とすることができる。

（収穫調査事項）

第5条 収穫調査は、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

ただし、第4号から第6号までに掲げる事項であって、特に調査をする必要がないと認めるものについてはこれを省略することができる。

- (1) 収穫箇所の位置等
  - ア 国有林
    - (ア) 国有林名（字名）
    - (イ) 機能類型
    - (ウ) 施業群
    - (エ) 法指定等
    - (オ) 林小班
    - (カ) 小班の全、内、残
    - (キ) 伐採方法
    - (ク) 調査方法
  - イ 官行造林
    - (ア) 契約の相手方（市町村、財産区等）
    - (イ) 字
    - (ウ) 林小班
- (2) 収穫調査区域等の面積
  - ア 収穫調査区域

- (ア) 収穫区域
- (イ) 除外地区域
- イ 標準地
- (3) 林産物の数量、種類等
  - ア 主産物
    - (ア) 立木
      - ① 胸高直径4センチメートル以上の場合は、樹種、種類（生立木、被害木等）品質区分、本数、材積
      - ② 胸高直径4センチメートル未満の場合は、樹種及び数量（本数又は束）
    - (イ) その他 樹種、種類（枝条、根株、末木等）本数（又は棚数等）、材積
  - イ 副産物
    - 種類及び数量
- (4) 林産物の搬出に関する事項
  - ア 地形
  - イ 搬出系統ごとの集材距離等の因子
  - ウ 搬出に関する特殊事情等
- (5) 跡地更新に関する事項
  - ア 地況
  - イ 林況
  - ウ 土壌型
  - エ その他更新関係事項
- (6) その他必要な事項
  - ア 引渡しの方法
  - イ 林野附帯設備の使用
  - ウ その他

2 調査員は調査前に対象区域を踏査し、命じられた調査内容に基づいて、適切な調査方法及び順序により調査する。

3 現地の実情が命じられた調査内容と著しく相違する場合には、速やかに森林管理（支）署長に報告し、森林管理（支）署長の指示を受けなければならない。

4 調査の単位は原則として小班単位とする。

ただし、搬出系統が同じと認められる場合は、第1項第4号の事項については複数小班をまとめて調査することができる。

（収穫調査の成果）

第6条 収穫調査の成果は、現地において直ちに調査野帳に明確に記載しなければならない。

（収穫調査復命書）

第7条 調査員は、森林管理（支）署長が定める期限までに収穫調査を終了し、復命書を提出しなければならない。

2 指定調査機関は契約で定められた時期までに、調査結果報告書を森林管理（支）

署長に提出しなければならない。

3 収穫調査復命書には、調査方法、調査経過及び前条各号に掲げる調査事項を記載し、次に掲げる書類を添付する。

ただし、調査方法により添付する必要がないと認められるものについてはこの限りでない。

- (1) 測量野帳
- (2) 立木調査野帳
- (3) 実測原図
- (4) 実測位置図（1／5,000）（基本図かん入図）
- (5) 施業実施計画図（1／20,000）
- (6) 材積計算書
- (7) 調査進行図（足取り図）
- (8) 搬出計画図
- (9) 搬出関係調査表
- (10) 更新計画書
- (11) その他

（収穫調査復命書の審査等）

第8条 森林管理（支）署長は、前条第1項の収穫調査復命書の審査を行い、現地審査要領に基づき現地審査を行わなければならない。

（計量単位）

第9条 収穫調査に用いる計量単位は、次の基準（別表1）による。

【（別表1）計量単位の基準のとおり】

2 素材（層積を除く。）に用いる計量単位は、素材の日本農林規格（昭和42年12月8日農林省告示第1841号）の定めるところによる。

3 集積で調査するものに用いる計量単位及び層積を実績に換算する率は次の基準（別表2）による。

【（別表2）計量単位の基準（集積）のとおり】

4 針葉樹及び広葉樹の換算率は（「層積検知を行う林産物の販売について」（平成26年3月25日付け25東販第106号局長通知。）による。

（調査用機械及び器具）

第10条 収穫調査に用いる機械及び器具は、次に定めるものとする。

(1) 測定の部

測量等に用いる機械及び器具の性能は、林野庁測定規程（平成24年1月6日23林国第100号-1）に定めるところによる。

- ア 簡易トランシット
- イ ポケットコンパス
- ウ ポール
- エ メートルなわ

- オ 箱尺
- カ 巻尺
- キ 上記アからカまでの器具と同等以上の性能と認められるもの
- (2) 測樹の部
  - ア 輪尺（電子輪尺含む）
  - イ 測高器
  - ウ 測竿
  - エ 林分胸高断面積測定器
  - オ 林分平均樹高測定器
  - カ 巻尺、直径巻尺
  - キ 折尺
- (3) その他
  - ア OA 機器
  - イ プラニメーター
  - ウ 点格子板
  - エ 回転製図（分度）盤
  - オ 分度器
  - カ キルビメーター
  - キ 縮尺（スケール）
  - ク 空中写真实体鏡

2 森林管理（支）署長は、森林官（特に必要がある場合には森林管理（支）署長の指名する職員）に命じ、前項の機械及び器具の検査整備を行い、必要量の完備に努めなければならない。

## 第2章 区域の調査

### （周囲測量）

第 11 条 収穫調査区域（以下「調査区域」という。）の周囲は、実測しなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合及び副産物の収穫区域を調査する場合（面積の確定を必要とする場合を除く。）は、実測を省略（この場合でも、区域標示は明確に行う。）して、国有林野施業実施計画等の成果を用い、又は目測によることができる。

- (1) 調査区域の境界が、林相、峰、沢等により明確であり、現地と基本図がほぼ一致すると認められ、全小班を漸伐、複層伐、択伐する場合
  - (2) 間伐をする場合
  - (3) 点在する調査木（被害木等）又は副産物（地山採取する土石を除く。）を調査する場合
  - (4) 既往の測量成果（部分的成果を含む。）を現地に襲用することができる
- と認められる場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法による場合には前項の実測に代えることができる。
- (1) 「空中写真による簡易測量作業要領」（昭和 42 年 6 月 16 日 42 林野業第

389号)に基づき、国有林野の位置、形状及び面積を明らかにできる場合  
なお、この場合は2倍以上の伸し写真を用いた現地刺針によるかアラン  
デル法(図解射線法)による。

- (2) GNSS受信機を用いた現地計測を行う場合(電波の補正が難しく誤差が大きくなる場合を除く。)

この場合は、森林管理局長が別に定める方法により行うこととする。

- (3) オルソ補正した空中写真による計測  
(4) GISの計測機能による計測

(調査区域内の測量)

第12条 調査区域内の更新方法界の周囲は、前条の周囲測量に準ずる。

(区域の標示)

第13条 調査区域の境界及び調査区内を区画測量した場合は、調査区域及び区画の境界を伐開し、境界付近にある区域外縁立木の胸高付近に赤スプレー等を塗布して区域を明瞭にする。更に要所の区域外縁立木等に収穫予定箇所周囲測量番号札(以下、「収測番号札」)(黄色)を付して境界標示木とし、その調査区域を明確にしなければならない。

2 収測番号札には、収穫予定年度、主間伐別、林小班、収測札番号等を標示する。

3 赤スプレー等による標示は、立木の胸高付近に幅約5センチメートル以上で、たすき掛け状に塗布する。又、標示の間隔は前後の立木の標示が確実に見える範囲内で塗布する。

収測番号札は、実測を要する調査においては測量点付近の立木等に、また、実測を要しない調査においては各変化点ごとに標示し、標示する立木等との距離はおおむね30メートル程度とし、収測番号札を付した箇所を実測位置図に明記する。

【(別表3)区域の標示及び境界標示木の標示方法のとおり】

(測量方法及び測点のけい測等)

第14条 収穫調査時の測量方法は、林野庁測定規程(平成24年1月6日23林国第100号-1)に準ずる。

2 調査区域の位置精度を高めるため、実測の際は、国有林界の境界標、天然界、既知の測点等基本図に明示されている既知点2点以上にけい測し、収穫位置を正確に図示することができるようにする。

3 調査区域の測点には、測点番号を記載した測量杭を設けること。なお、測量杭が亡失するおそれのある箇所にあつては、後で確認できるよう、測点に近い立木等に測点の位置を明示又は仮杭を設置する。

4 調査員は測量区域の測点の位置や測量線の進行方向を明らかにするため、付近の道路や沢、河川、建築物等の位置について測量野帳の余白に明記する。

5 雪上での測量にあつては、適宜の方法を講じて測量を行い、融雪後は再測量を含



む各種の措置を速やかに講ずる。

(収穫調査図面の作成)

第 15 条 調査員は、収穫調査終了後、次の各項により収穫調査図面を作成しなければならない。

なお、収穫調査図面には、次の事項を記載する。

- (1) 収穫予定年度
  - (2) 森林管理(支)署名、国有林名、林小班(官行造林地にあっては契約相手方、字及び林小班)
  - (3) 調査区域面積、及びその内訳
    - ア 収穫調査区域(調査区域)
      - (ア) 収穫区域
      - (イ) 除外地区域
    - イ 標準地
  - (4) 方位、縮尺、凡例
  - (5) 作成年月日、調査員官職氏名
  - (6) その他必要な事項(標準地の位置、収測番号等)
- 2 収穫予定箇所(更新を伴わない収穫予定箇所を同時に調査し、合併した図面を作成する場合を含む。)にあっては、実測原図、実測位置図、施業実施計画図、更新計画図、搬出計画図を作成しなければならない。
- ただし、第 11 条(周囲測量)第 1 項ただし書きにより実測を省略した場合は、実測原図の作成を省略できる。
- (1) 調査区域の実測原図は、測量野帳から直接製図して作成する図面及び空中写真測量等における図化原図とし、縮尺は原則として 5,000 分の 1 を用いる。ただし、面積が 1 ヘクタール未満のものにあっては正確を期すため、1,000 分の 1 の図面を作成できる。
  - (2) 標準地の面積が 1 ヘクタール未満のものにあっては正確を期すため、5,000 分の 1 の図面とは別に、500 分の 1 の図面を作成できる。
  - (3) 実測原図には次の事項を記載する。
    - ア 5 点ごとの測点に○をつける。
    - イ 測量杭の番号
    - ウ 面積計算及び誤差修正の経過(OA 器械による場合は除く)
    - エ 測量年月日
  - (4) 施業実施計画図は、収穫予定箇所を正確な位置に図示して作成する。
  - (5) 実測位置図及び更新計画図は、実測原図から基本図上の正確な位置に図示して作成するとともに、次の事項を記載する。
    - ア 5 点ごとの測点に○をつける。
    - イ 測量杭の番号
    - ウ 隣接区域との位置的關係
    - エ 伐採種界、更新種界、更新樹種界
    - オ その他必要な事項
  - (6) 搬出計画図は、実測原図から基本図上の正確な位置に図示して作成するとともに、次の事項を記載する。
    - ア 林産物の搬出の作業方法、距離、施設の種類、位置

## イ その他必要な事項

### (面積の算定)

第 16 条 面積の算定は OA 機器によって行うほか、以下の方法による。

- (1) 実測原図を作成のうえプラニメーターや点格子板を使用し計算する方法
- (2) 三射法又は経緯距離法等により計算する方法
- (3) 図解法又は座標法による方法
- (4) オルソ補正した空中写真を計測する方法
- (5) GIS の計測機能による方法

### (閉塞公差)

第 17 条 周囲測量をコンパス測量等で実測した場合の閉塞公差(精度)は、図上距離の総和の 50 分の 1 以内とし、この限界を超えるものについては再測量をしなければならない。

### (実測原図の修正)

第 18 条 測量誤差の修正は、OA 機器及び図解平均法により修正する。

## 第 3 章 立木等の調査

### 第 1 節 単木の調査

#### (調査対象木の基準)

第 19 条 調査対象木は、2センチメートル括約により測定した胸高直径が10センチメートル以上のものとする。

ただし、森林管理局長が別に定める場合はこの限りではない。

#### (樹種及び種類の区分)

第 20 条 立木の樹種区分は次の樹種区分表(別表4)のとおりとする。

#### 【(別表4) 樹種区分表のとおり】

- 2 青森県内の天然スギは、秋田県内の天然秋田杉の包括樹種とする。
- 3 樹種区分表に表記がない針葉樹は、その他針葉樹に区分する。
- 4 樹種区分表に表記がない広葉樹は、その他広葉樹に区分する。
- 5 樹種は片仮名を用いて記載するものとし、収穫調査復命書における樹種の名称及び記載する順序は、第1項に定める番号順による。
- 6 秋田県、山形県では、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第1653号)第99条第22条により、慣行販売として薪炭生産に供される立木であって薪炭材として評定を行うもの(以下「慣行薪炭材」という。)の樹種区分は、次の慣行薪炭材の樹種区分(別表5)によることができる。

【（別表5）慣行薪炭材の樹種区分のとおり】

- 7 広葉樹の 22 センチメートル未満までの立木は、その他広葉樹に包括する。なお、広葉樹の胸高直径 22 センチメートル以上の立木であっても「造材仕様について」（平成 22 年 3 月 23 日付け 21 東販第 108 号）に定める原料材に該当するもの限り、その他広葉樹に包括する。

（品質区分）

第 21 条 立木の品質区分は次の基準によるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は低質材として品質を区分する必要がなく、NA に該当する樹種については「品質なし」、それ以外の樹種については「外」とする。

- (1) 針葉樹の胸高直径 12 センチメートル未満の立木及び広葉樹の胸高直径 22 センチメートル未満の立木
- (2) 針葉樹（前号を除く）は長級 2.00 メートル、末口径級 3 センチメートル以上の素材、広葉樹の胸高直径 22 センチメートル以上の立木は長級 2.10 メートル、末口径級 10 センチメートル以上の素材が採材できない立木、及びこの基準の素材が採材できる場合であっても、素材の日本農林規格第 1 条第 3 号に該当する材（腐れや他の欠点により利用できない部分はその材積の 50%以上を占める）だけが採材される立木
- (3) (1)、(2) に規定するもの以外の慣行薪炭材等として調査する立木

- 2 秋田杉、スギ、ヒノキの品質は「正常木」「根曲木」に区分する。

根曲木とは、胸高直径測定位置以下が地際から湾曲している立木であってその部分より 50 センチメートル以上の根曲材が採材されるものとする。

- 3 秋田県、山形県で、秋田杉、スギ、ヒノキ以外の針葉樹の品質は「上」「中」「下」に区分する。

- (1) 「上」「中」「下」の区分については、その立木から採材される素材の玉ごとの欠点事項に基づく点数を付け、その和を品質区分表に当てはめ品質区分とする。

ただし、胸高直径 30 センチメートル未満の立木の品質区分は「下」とする。

また、枝（節）の長径が 2 センチメートル以下のものは、欠点と見なさない。

品質区分は次の（別表 6）による。

【（別表 6）品質区分表 1 のとおり】

- (2) 立木から採材される素材の玉ごとの品質区分の判定対象範囲は、胸高直径 30 センチメートル以上の立木で、根元を外した素材を想定し 3 番玉までを対象とする。

アカマツは 2.00 メートル、他の針葉樹は 4.00 メートルとし、おのおのその材長で判定する。

また、判定対象範囲内であるものの、腐れ、その他の欠点で採材ができない場合は、品質区分を下（1 点）とする。

- (3) 品質区分の点数は、材面上の欠点により上（3 点）、中（2 点）、下

(1点)の点数を付け、各欠点事項の最低点の総和点数を区分表と比較し、品質区分とする。

【(別表7)品質区分表2のとおり】

- 4 青森県、岩手県、宮城県で、スギ、ヒノキ、以外の針葉樹の品質は次の(別表8)による。

特殊な用途に供するために調査する場合は、その樹種区分毎に調査する。

【(別表8)品質区分表3(青森県、岩手県、宮城県)のとおり】

- 5 広葉樹の品質は「上」「中」「下」に区分する。

ただし、胸高直径30センチメートル未満の立木の品質区分は「下」とする。

【(別表9)品質区分表4のとおり】

- 6 被害木及び空洞木等前項の基準によりがたい場合は、実態に即した方法により採材見込み調査によることができる。

(利用率)

第22条 利用率は当該立木より生産される素材材積を推定し、それを幹材積で除して求めるものとする。

ただし、青森県、岩手県、宮城県内の広葉樹の利用率は、当該立木から生産される素材材積を推定し、それを全木材積で除して求めるものとする。

- 2 第1項ただし書きの広葉樹の利用率を求める場合の枝条材積は、第25条に定める枝条率によるものとする。

ただし、この定めによらない場合には、利用率の算定経過を明らかにしておかなければならない。

- 3 被害木、空洞木及び腐朽木等は採材予想調査を行い、利用率を決定すること。

(胸高直径)

第23条 胸高直径の測定には、輪尺(電子輪尺を含む)又は直径割巻尺を用いる。

- 2 立木の胸高直径測定的位置は、樹幹に沿い地際から120センチメートル(傾斜地にあつては斜面の上部地際から120センチメートルとし、また、傾斜木にあつては傾斜した内側の幹脚が地面と交わる地点から120センチメートル)とする。

- 3 立木の胸高直径の測定方法は、山側一方差し(平地林にあつては任意方向一方差し)とする。

ただし、山側一方差しで正確を期しがたい場合(樹幹が扁平で、山側一方差しの測定値に対し、直角方向の測定値に20%以上の差がある場合)は、山側直角二方差し(平地林にあつては任意方向直角二方差し)を行い、その平均値をもって胸高直径とする。

- 4 測定位置の下部において樹幹が分岐している場合は、おのおの独立木として測定し、また、根部が盛り上がり露出している場合には、根部を除き樹幹について120セ

ンチメートルの位置を測定する。

- 5 測定位置に枝、節、こぶ、その他著しい凸凹部がある場合にはこれを避け、その上下の最近等距離の2点において直径を測定し、平均値をもって胸高直径とする。
- 6 樹幹に「つる」等が付いている場合にはこれを除いて測定し、枯損木その他で樹皮が脱落している場合は、付近の同一樹種で類似の立木から推定し、樹皮の厚さを加算して測定するものとする。
- 7 胸高部にまで著しい根張りがある場合は、胸高部と正常な木なりと認められる部分の2箇所を測定し、その平均値をもって胸高直径とする。
- 8 竹の直径は、地上130センチメートルの節間中央部位を巻尺を用いて測定する。
- 9 上記各項のうち第3項ただし書き及び第5項から第7項までのいずれかに該当する場合は、算定経過又はその旨を明らかにしておかなければならない。

(樹高)

第24条 樹高は測高器又は測竿を用いて測定することを原則とする。  
ただし、測高器又は測竿を用いて検証し、比較目測によることができる。

- 2 樹高は山側地際（前条第2項括弧書き及び第5項の場合には、胸高直径測定位置から120センチメートル下部）から梢頭までの全長を毎木測定する。
- 3 傾斜木や湾曲等の場合は、樹幹の曲がりに沿って全長を測定する。
- 4 竹の長さは、各節の横断面の中心を結ぶ線の全長とし、材の周囲3センチメートル未満の部分は含めない。
- 5 立木の本数が多く、直径階を同じくする立木の樹高がおおむね均等であると認められるときは、2項の毎木の樹高測定を省略して樹高標準地または適当数の標準木の樹高を測定し、樹高曲線法等により直径階を同じくする立木の平均樹高を算定するものとする。

(立木材積等の算定)

第25条 樹種間の地域的な差及び成立過程に違いがあることから、秋田県、山形県は1の材積表、青森県、岩手県、宮城県は2の材積表を適用する。  
ただし、おのおの当該材積表にない材積は、おのおのの材積表の計算式を用いて求める。

【(別表10) 立木の材積表のとおり】

- 2 立木の枝条材積は、次に定める枝条率を幹材積に乗じて求める。  
ただし、これによりがたい場合には変更することができる。この場合の算定経過は、明らかにしておかなければならない。

【(別表11) 立木の枝条材積表のとおり】

(伐倒木等の材積算定)

第 26 条 伐倒木及び転倒木の材積は、胸高位置の直径及び全長を測定し、立木に準じて算定する。

(不整形木の材積算定)

第 27 条 欠頂木等の不整形木の材積は、次の各号に掲げる方法を基準として算定し、算定経過を明らかにしておくものとする。

(1) 欠頂木（梢頭から樹高3分の1未満が欠損しているもの）等、樹幹、梢の先端が折損している立木の材積は、欠頂部及び折損部分の長さを推定し、樹高を測定する。

ただし、利用率の決定に支障が出ないように、野帳に残存する長さを記載すること。

(2) 胸高直径以下において分岐し、幹枝の区分困難な分岐木の材積は、各樹幹をおのおの独立の立木とみなして算定する。

ただし、分岐木のいずれか一方のみを調査する場合には、分岐点を地際とみなす。

(3) 外部から認めることのできる空洞木の材積は空洞部分の材積を控除して算定する。

ただし、その算定経過は、明らかにしておかなければならない。

なお、空洞部分を外部から認めることができない時は、打刻や成長錘による調査又は伐倒による調査で推定すること。

(4) 被害木や不整形木等で上記の基準によることが困難なものの立木材積は、適宜の方法により算定する。

ただし、その算定経過は明らかにしておかなければならない。

(誤盗伐木等の材積算定)

第 28 条 誤盗伐木等の被害木で、樹幹の測定ができないものの材積は、付近の類似根株を有する立木の材積から推定し算定する。

(根株の材積算定)

第 29 条 根株の材積は、伐根断面の直径（不整形の場合には直角2方向）及び高さ（側面中央部の地上高）を測定し、伐根の断面積に平均高を乗じて算定する。

ただし、その形態によりこの方法によって算定することが不相当と認められるものは、適宜の方法によって算定することができる。この場合の算定経過は、明らかにしておかなければならない。

(末木、落丸太等の材積算定)

第 30 条 幹材から分離された枝条、末木、又は土埋木、流散木、屑木、落丸太、小しば等は、その形態により適宜の方法によって測定し、その測定方法に応じて材積を算定する。

ただし、その算定経過は、明らかにしておかなければならない。

## 第2節 林分の調査

### (立木の調査)

第31条 林分の立木調査は、標準地調査法、標本抽出調査法、毎木調査又はビッターリッヒ法による。

ただし、次の場合の調査は、標準地調査法を基本とする。

- (1) 皆伐・間伐等の箇所であつて、ア～カに該当する場合
  - ア 搬出条件等により利用上優位でない林分、林相が均一で価値の高い立木が含まれない林分など、効率的な調査を実施することが可能な林分
  - イ ア以外で価値の低位な林分
  - ウ 伐採跡地の棄権された立木（価値の高い立木は除く。）
  - エ 人工林及びこれに準ずる天然生一斉林であつて、伐期齢未満の幼齢林分として補償額が算定される林分
  - オ 林齢にとらわれず、調査をしても支障がない場合
  - カ 保育間伐（存置型）、本数調整伐として調査を行う林分
- (2) 針葉樹人工林内に点在する広葉樹のすべてを伐採する場合（価値の高い立木は除く。）
- (3) 林分状況を基に主伐、間伐を問わず、又は林齢に関わりなく標準地調査法で収穫調査を行つても、適正な調査が実行できると判断される場合
- (4) 区域概算売払を行う場合
- (5) 分収林等の契約相手方の了解が得られた場合

2 標本抽出調査法は、利用上優位でない林分、林相が均一で価値の高い立木が含まれない林分、価値の低位な立木が生育する林分等、効率的な調査を実施することが適切な林分を対象に実施するものとする。

3 毎木調査法は、林相が均一でない林分、価値の高い立木が含まれる林分、分収林等の契約相手方と収益を分収する林分等、立木ごとに材積を算定することが適切な林分を対象に実施するものとする。

4 ビッターリッヒ法は、価値の低位な立木が生育する林分を対象に実施するものとする。

5 第1項から第4項に規定する林分における立木の調査は、リモートセンシング技術を用いることができる。

ただし、森林管理局長が適当と認める方法によるものとする。

6 第1項において、第3条（収穫調査計画・命令）第1項及び第2項に基づく再調査の場合は、品質及び利用率の変化がほとんど無いと認められ、かつ調査後の成長量を把握することが可能なとき、又は森林調査簿の成長量を使用することが可能なときは、その成長量により材積修正を行うことをもって再調査に代えることができる。

ただし、収穫調査後満3年を経過している林木を、売払い、譲渡又は内部的使用の目的で払い出しをする場合であつて調査簿の成長量を使用する場合は、収穫調査後から5年以内とする。

(製品生産資材の調査)

第 32 条 製品生産資材に用いる皆伐、保育間伐（活用型）、誘導伐、保護伐、育成受光伐等の林分の調査は、前条の規定及び林齢にかかわらず標準地調査法を基本とするが、林分状況を勘案しビッターリッヒ法又はその他の調査方法も活用できる。

なお、森林調査簿の蓄積や、調査区域の隣接 類似林分の既往の数値等を活用することにより、各種の調査方法と同程度の精度を得られると認められる場合は、標準地調査法に代えて、襲用又は目測によって調査を行うことができる。

- 2 収穫調査後満 3 年を経過した林分でも、収穫調査後から 5 年以内で、品質、利用率にほとんど変化がないと認められる場合は、成長量加算による数量とすることができる。
- 3 毎木調査法は、原則として、林相が均一でない林分又は価値の高い立木が生育する林分に限るものとする。
- 4 第 1 項及び第 3 項の調査は、リモートセンシング技術を用いることができる。ただし、森林管理局長が適当と認める方法によるものとする。

(立木以外の主産物の調査)

第 33 条 立木以外の主産物の調査は、標準地調査法等に準じて行い、特に必要がある場合は全数調査を行う。

ただし、林地に散乱している末木枝条等を区域概算売払を行う場合であって、集積する前に数量を把握する時は目測によることができる。

なお、価値の高い産物については全数調査とする。

(副産物の調査)

第 34 条 副産物の調査は次の方法による。

ただし、当該産物の価格と調査経費を勘案し、適宜の方法によることができる。

- (1) 草類、落枝、ささ等の調査は、標準地調査法に準じて行うことができる。
  - (2) 樹実、きのこ類等採取時期に季節的な制限があつて、発生前に調査を要するものは、既往 3 箇年間の発生量又は採取量を参酌して推定する。
  - (3) 土石類の調査は、採取区域の面積と深さにより体積推定する。ただし、転石は価格別の径級ごとに、体積又は個数を調査する。
- 2 前項の規定にかかわらず、区域概算売払を行う場合には、収穫量を既往の実績等によって、目測により調査することができる。

(毎木調査法)

第 35 条 毎木調査法による調査は、調査区域内の全ての調査対象木について単木調査を行い、本数、材積等を集計する方法である。

立木成立本数が多く、かつ直径階を同じくする立木の樹高がおおむね均等で



あると認められるときは、毎木の樹高測定を省略し樹高曲線法等により直径階を同じくする立木の平均樹高を算定することができる。

なお、単木調査の手法により次のとおり区分する。

(1) 精密毎木法（単木法）

全ての調査対象木の胸高直径と樹高を測定し、それらを集計して材積等を算定する方法。

なお、低質材に区分される立木については、直径毎木法を併用することができる。

(2) 直径毎木法（階級法）

全ての調査対象木の胸高直径を測定し、樹高は樹高曲線法等の調査により林分直径階毎の平均樹高を算定することによって、材積等を算定する方法。

2 樹高の調査は毎木調査を原則とする。

ただし、直径毎木法（階級法）による平均樹高の調査は、樹高曲線法、樹高平均高法又はネスルンド樹高曲線式法とする。

(全林分の品質区分の推定)

第 36 条 立木の品質区分の調査は、毎木について行うほか標準地調査法等によることができる。また、当該林分から生産される素材の品質別の生産歩合が既往の実績等から推定できる場合は、これにより、全林分の品質区分を推定できる。

なお、全林分の品質区分を推定する場合は、林相が斉一な林分とする。

(全林分の利用率の推定)

第 37 条 利用率の算定は林分毎に標準木を選び、標準木の利用率から全林分利用率を推定するものとし、必要がある場合には毎木について行うものとする。

ただし、全林分の利用率が既往の実績等によって判定できる場合には、これによることができる。

(標準地調査法)

第 38 条 標準地調査法による調査は、収穫区域内に標準地を設け、その標準地内立木の樹種、本数、材積、品質等を毎木調査し、収穫区域全域の樹種別の本数、材積及び品質等を、面積比例又は本数比例によって算出する。

2 標準地は、樹種の混合歩合、径級配置、樹高の成長状況等が、林分全体を代表すると認められる箇所を選定する。

ただし、林相不斉な林分では、全林分を林相に応じて適宜区画し、当該区画ごとに、収穫調査規程に基づく面積又は本数を決定し標準地を選定する。

3 標準地の形状及び面積の設定は次のとおりとする。なお、林分状況や現地状況等を考慮し、調査命令書を通知する際に、標準地の面積を森林管理（支）署長が森林官等に指示できる。

(1) 形状は簡便な形で設定する。

(2) 面積は、収穫面積の 5%以上とする。

ただし、第 31 条第 1 項 1 号から第 4 号まで及び第 32 条の調査であって標準地調査法による場合にあつては 2%以上、第 33 条の調査であつて標準

地調査法による場合にあっては1%以上とすることができる。

- (3) 面積は1箇所につき0.0500ha以上とする。(区域概算売払、立木販売、製品生産資材及びその他の調査を含む。)
- (4) 立木以外の産物にあっては、実態に適合するような形状、面積とすることができる。

4 標準地は、周囲を実測し面積を算出する。

- (1) 本数比例による場合は標準地の実測を省略できる。
- (2) 標準地は必要に応じて検証線をとるものとする。  
ただし、林小班界等のけい測は省略することができる。

5 標準地は、その区域外縁立木等に青スプレー等で標示し、測点付近に収測番号札(白色)を貼り付け、区域を明瞭にする。また、標準地の位置は実測位置図に図示する。2箇所以上の標準地を設定した場合は、それぞれの標準地に番号を付すこと。

(標本抽出調査法)

第39条 標本抽出調査法による調査は、調査対象林分内に標本地(プロット)を抽出し、標本地内の本数及び材積を調査し、調査対象林分全体の本数及び材積を、次の各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 95%の信頼度で、材積の推定誤差を10%以内とする。(中央値を採用する)
- (2) 標本の抽出は、単純無作為抽出又は層化系統抽出とする。
- (3) 次の計算式で抽出する標本地数を算出する。

$$n = \left( \frac{t \cdot c}{E} \right)^2$$

n : 抽出標本地数

t : 信頼度数(信頼度数95%とするとt・・・約2)

c : 変動係数の推定値

E : 目標とする推定誤差率

- (4) 変動係数の推定値は、予備調査又は既往の調査結果等から推定する。およその基準は次のとおりである。

斉一な人工林・・・・・・・・・・20%

中庸な人工林・・・・・・・・・・40%

不斉一な人工林・・・・・・・・・・60%

天然林・・・・・・・・・・60%~90%

ただし、ヒバ、アカマツの天然一斉林は人工林に準ずる。

- (5) 標本地の面積及び形状は次のとおりである。

過熟天然林・・・・・・・・・・0.10ha(20m×50m)の矩形プロット

人工林及び壮齢天然林・・・・0.05ha(20m×25m)の矩形プロット

又は0.04haの円形プロット

(蓄積把握のための調査)

第40条 林分の蓄積を把握するための調査は以下の場合とする。

- (1) 国有林野施業実施計画樹立時等に各小班毎の材積（蓄積）を把握する場合
  - (2) 漸伐、複層伐、択伐、間伐の調査の基礎となる蓄積を把握する場合
- 2 蓄積把握の方法は以下のとおりとする。
- (1) 前項1号の場合は、ビッテルリッヒ法（「ビッテルリッヒ法による収穫調査の実施要領の制定について」（平成6年5月17日付け6秋販第97号局長通知））や標準地調査法等の簡便な方法による。
  - (2) 前項2号の場合は、第38条第1項及び第2項に準じて行い、面積は0.05ha以上とする。
- 3 森林管理署（支）長は、森林官等に調査命令を通知する際に、林分状況や現地状況等を考慮し標準地の面積を指示できる。
- 4 調査時点において、林分内容等におおむね差が無く、隣接類似林分の既往の数値を使用しても、本条第2項の調査方法と同程度の精度が得られると認められる場合は、調査を省略することができる。

（間伐設計）

- 第41条 間伐の調査は、「間伐の要領の制定について」（平成28年2月17日付け27東計第90号局長通知）に基づき行う。  
また、標準地設定の考え方は、択伐にも準用できる。

（搬出支障木等の調査）

- 第42条 伐採及び搬出のために支障木の発生が予測できる場合は、地形、調査木の樹形及び搬出方法等を考慮し、事前に支障木を含めた調査を実施することができる。

第3節 極印及び調査木等の標示

（極印）

- 第43条 極印の使用は、国有林野産物極印規則（昭和34年12月2日付け農林省訓令第15号）、「国有林野産物極印規則実施細則等について」（昭和34年12月2日付け34林野業第3336号）及び「国有林野産物極印規則実施細則の運用について」（平成27年3月24日付け26東資第106号）による。

（調査木の番号）

- 第44条 調査木には番号を付す。  
ただし、以下の場合は番号を省略できる。  
なお、いずれの場合も価値の高いもの及び林産物の管理上支障がある場合は除く。
- (1) 標準地調査法による場合であって標準地以外の調査区域の立木
  - (2) 製品生産資材を調査する場合
  - (3) 林相斉一な林分を調査する場合
  - (4) 価値の低位な林分を調査する場合
  - (5) 毎木調査法で樹高曲線法等を活用して調査をする場合
  - (6) 区域概算売払のための調査の場合

- (7) 保育間伐（存置型）及び本数調整伐の対象箇所を調査する場合
- (8) 分収造林（旧部分林を含む。）で契約相手方が行う保育間伐

（調査木等の標示）

第 45 条 皆伐以外の漸伐木、複層伐木、択伐木、間伐木及び点在する被害木等散在する調査木には、胸高直径位置付近に黄色のテープ等により明瞭な標示をしなければならない。

ただし、次の各号に該当する場合は、それぞれの標示方法によることができる。

(1) 標準地調査法で調査を行い、次のア～カに該当する場合の調査木の標示は、標準地内にとどめることができる。

ア 製品生産資材の調査

なお、列状間伐の場合は調査木標示を省略することができる。

イ 保育間伐（存置型）、本数調整伐及び混合契約

ウ 分収造林（旧部分林を含む）で契約相手方が行う保育間伐

エ 協定者が全林分の選木や標示を行う「間伐推進路網整備モデル事業」

オ 国有林材の安定供給システム販売実施要領第 2 条（2）に基づく販売であって、漸伐、間伐する場合

カ 第 31 条（立木の調査）第 1 項第 1 号ア、イの林分で、木質バイオマス用として調査をする場合

(2) 区域概算販売を行う場合は、調査木標示を省略することができる。

2 保残木は胸高直径位置付近に保残木テープで標示するほか、スプレー等で胸高直径位置付近や根際に標示しなければならない。

3 高品質材の調査に当たっては、「高品質材等の販売の適正化について」（平成 17 年 2 月 2 日付け 16 東販第 96 号局長通知）による。

#### 第 4 章 林産物の搬出及び跡地更新に関する調査

（林産物の搬出に関する調査）

第 46 条 林産物の搬出に関する調査は、地形、林産物の搬出の作業方法、距離、施設の種類、位置等について行い、その結果は搬出関係調査表に記載しなければならない。

2 民有地等を利用しなければ搬出できない場合には、事前に隣接民有地、公道、私道等の利用及び借用の可否に等について十分調査し、調整を行う。

ただし、第 3 条 3 項に規定する者が実施する場合は、第 4 条に規定する者が行う。

（跡地更新に関する調査）

第 47 条 跡地更新に関する調査は主伐箇所について行い、更新関係調書及び第 15 条（収穫調査図面の作成）第 2 項第 4 号に定める実測位置図、更新計画図を作成しなければならない。

ただし、伐採造林計画簿に定める更新方法と同一の場合は省略できる。

## 第5章 地山採石の調査

(地山採石)

第48条 土石の採取において、地山を採掘のうえ採取する場合を地山採石という。

(土石量の調査)

第49条 地山から土石(土砂を含む。)を採取する場合の土石量の算出は、地山の総土石量と推定した土石採取後の残土石量との差によるものとし、次の算式により求める。

$$\text{採取土石量} = \text{採取予定地の総土石量(賦存量)} - \text{採取終了後の残土石量(残壁の土石量)}$$

2 起伏の少ない地山の土石量の算出方法は、両端断面積平均法によることができる。

(岩石採取に伴う表土の扱い)

第50条 土石の採取に伴って発生する表土(廃土石を含む。)は、特別の場合を除き採取土石に含める。

(基準点の保存)

第51条 土石採取後の管理等のため、主要な測点は、保存しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、主要な測点の保存が困難な場合は、引照点(控点)を設ける。

## 第6章 帳表

(帳表)

第52条 収穫調査に用いる帳表(用紙)は、国有林野情報管理システムから出力されるもの又は付属様式のいずれかによる。

## 第7章 雑則

(係争等に係る立木の調査)

第53条 売払い、譲渡又は内部的使用以外の目的をもって調査する被害木、支障木等の調査は、前各章の調査に準じ調査を行う。

(新たな技術の開発や導入)

第54条 森林管理局長は、新たな技術の開発や導入に向けて、上記の規程によらずに実施することが必要と認める場合は、運用方法を新たに定めようで行うことができる。

東北森林管理局国有林野産物収穫調査規程 別表 目次

別表 1	規程第 9 条第 1 項 計量単位の基準	・ ・ ・ ・ 3 3
別表 2	規程第 9 条第 3 項 計量単位の基準 (集積)	・ ・ ・ ・ 3 4
別表 3	規程第 1 3 条 区域の標示及び境界標示木の標示方法	・ ・ ・ ・ 3 5
別表 4	規程第 2 0 条第 1 項 樹種区分表	・ ・ ・ ・ 3 7
別表 5	規程第 2 0 条第 6 項 慣行薪炭材の樹種区分	・ ・ ・ ・ 3 8
別表 6	規程第 2 1 条第 2 項 (1) 品質区分表 1	・ ・ ・ ・ 3 9
別表 7	規程第 2 1 条第 2 項 (3) 品質区分表 2	・ ・ ・ ・ 3 9
別表 8	規程第 2 1 条第 3 項 品質区分表 3 (青森県、岩手県、宮城県)	・ ・ ・ ・ 3 9
別表 9	規程第 2 1 条第 4 項 品質区分表 4	・ ・ ・ ・ 4 1
別表 1 0	規程第 2 5 条第 1 項 立木の材積表	・ ・ ・ ・ 4 2
別表 1 1	規程第 2 5 条第 2 項 立木の枝条材積表	・ ・ ・ ・ 4 3

別表1 規程9条第1項

## 計量単位の基準

区 分	計 量 単 位	端 数 処 理	備 考		
周 囲 実 測 等	方 位 角	30分	15分以上切上げ		
	鉛 直 角	度	30分以上切上げ		
	距 離	0.1メートル	0.05メートル以上切上げ		
	面 積	ヘクタール	単位以下2位止め、2位未満4捨5入		4捨5入して0.01に満たない時は0.01ヘクタールとする。
	緯 度 ・ 経 度	度 ・ 分 ・ 秒			緯度・経度の計量単位の秒は小数点1位以上とする。
測  樹	直 径	センチメートル	奇数センチメートル切上げ	直径は2センチメートル括約とする。	
	樹 高	メートル	50センチメートル以上切上げ	根株は10センチメートルとする（5センチメートル以上切上げ）	
	材 積	立方メートル	単位以下2位、2位未満4捨5入 単木材積が単位以下2位に満たない立木は単位以下3位、3位未満4捨5入	枝条、末木等の材積は棚又は束によることができる。 立木材積は樹種別立木材積表による。	
そ  の  他	小 し ば	束（1メートルなわじめ）	単位止、単位未満4捨5入		
	竹	本又は束	単位止、単位未満4捨5入		
	盆栽用樹木	本			
	門 松	本又は束（1メートルなわじめ）	単位止、単位未満4捨5入		
	ささ（根曲竹を含む）、草類、つる類、切花	束（1メートルなわじめ）	単位止、単位未満4捨5入		
	薬草、山菜、きのこ類、たけのこ、樹実、樹液、五倍子、湯花	キログラム	単位止、単位未満4捨5入		
切 芝	平方メートル	単位止、単位未満4捨5入			
天然生樹苗	本				

土 石	立方メートル	単位止、単位未満4捨5入	転石は個によることができる。
鉱業法の適用を受けない鉱物、落枝、落葉、樹皮、竹皮、こけ類、も類、温泉(鉱泉を含む)	適宜の単位		

別表2 規程9条第3項

計量単位の基準(集積)

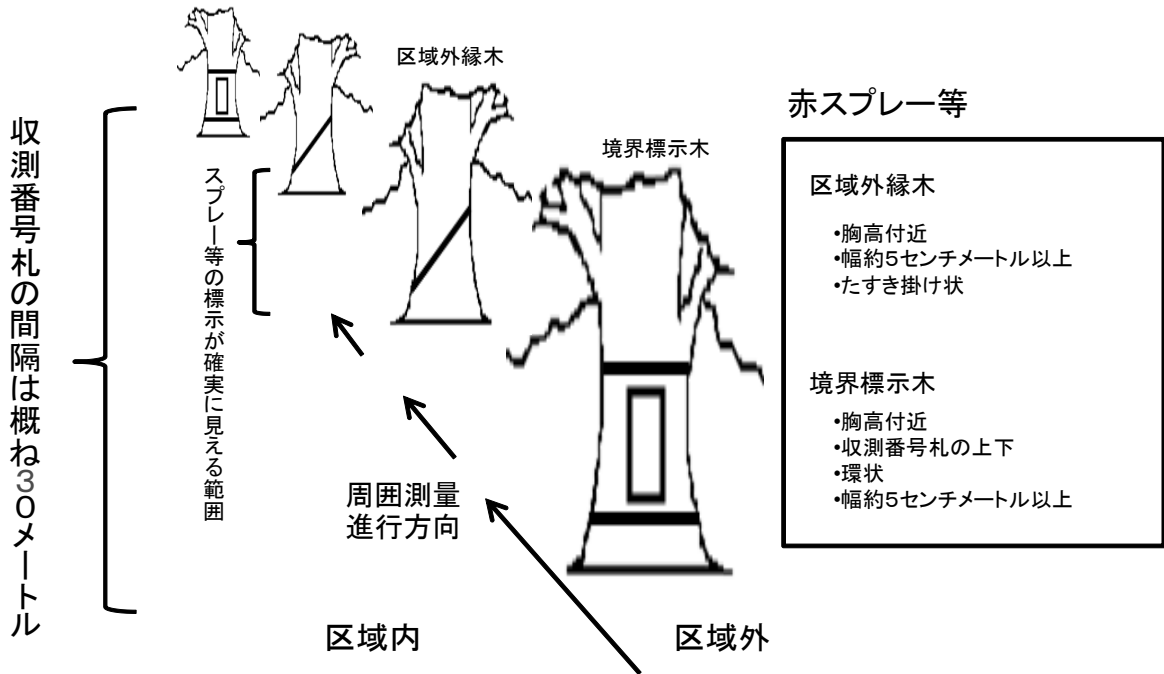
区 分	計 量 単 位	端 数 処 理	換 算 率		備 考
幅、高さ、長さ	10センチメートル	5センチメートル以上切上げ	1層積立方メートル (針葉樹)	0.630	特殊なものの計量単位、端数処理は根株に準ずることができる。
材 積	1棚、層積 (2.7立方メートル)	単位以下1位 1位未満4捨5入	1層積立方メートル (広葉樹)	0.524	幅60センチメートル、高さ150センチメートル、長さ300センチメートル又は幅50センチメートル、高さ150センチメートル、長さ360センチメートル。
	1束、層積 (0.01929立方メートル)	単位止、単位未満4捨5入	1束	0.012	長さ50センチメートル、胴廻り70センチメートル。
ただし、根株については、次の基準によることができる。					
区 分	計 量 単 位	端 数 処 理	換 算 率		備 考
幅、高さ、長さ	1センチメートル	単位止、単位未満4捨5入	1層積立方メートル	0.800	幅、長さについては10センチメートル(5センチメートル以上切上げ)とすることができる。
材 積	1センチメートル	立木に準ずる			



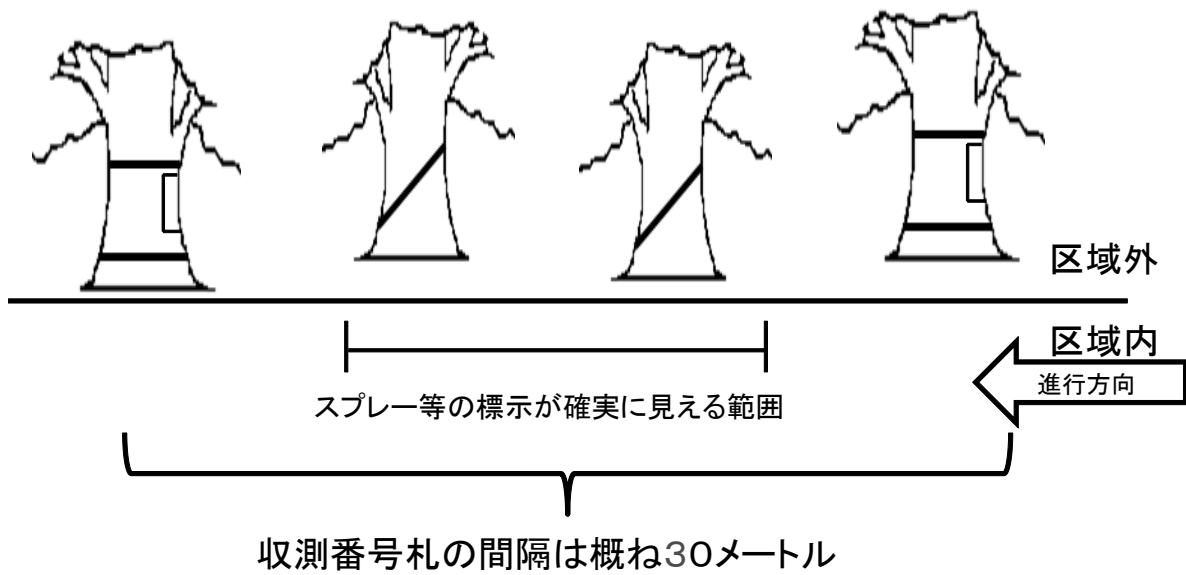
別表3 規程第13条

区域の標示及び境界標示木の標示方法

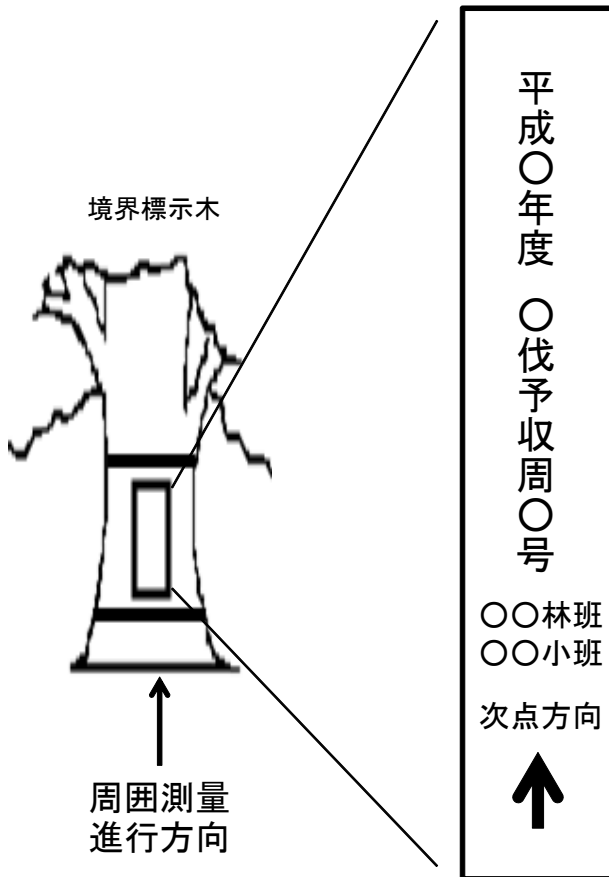
(1) 進行方向から見た場合



(2) 調査区域内側から見た場合



(3) 収測番号札 記載例



貼付け箇所

測点の進行方向から見て  
境界標示木の正面に貼る

記載内容

- 収穫予定年度
- 皆伐、間伐等伐採方法
- 測点番号
- 周囲測量の進行方向

※正面から見た周囲測量の  
次点方向を明記する

別表4 規程20条第1項

樹種区分表

番号	樹種	包括樹種
1	秋田杉	(秋田県)
2	スギ	(山形県、青森県、岩手県、宮城県のスギ)
3	天然秋田杉	(秋田県、青森県内天然スギ)
4	天然スギ	山形県、岩手県、宮城県内の天然スギ
5	ヒノキ	
6	サワラ	
7	アカマツ	
8	クロマツ	
9	ヒメコマツ	ゴヨウマツ
10	ヒバ(ヒノキアスナロ)	
11	カラマツ	
12	モミ	
13	アオモリトドマツ	
14	トドマツ	
15	シラベ	
16	コメツガ	ツガ
17	トウヒ	ドイツトウヒ
18	ネズコ	
19	イチイ	
20	カヤ	
21	その他針葉樹	
22	ブナ	イヌブナ除くブナノキ属全部
23	イヌブナ	
24	クリ	クリ属全部
25	ミズナラ	
26	コナラ	ミズナラを除くコナラ属全部
27	ドロノキ	ヤナギ科全部、ポプラ、ヤマナラシ
28	オニグルミ	ヒメグルミ
29	サワグルミ	
30	シラカンバ	ダケカンバ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、マカンバ、ミズメを除くカバノキ属全部
31	ダケカンバ	
32	ウダイカンバ	マカンバ
33	オノオレカンバ	
34	ミズメ	アズサ、ヨグソミネバリ
35	アサダ	
36	ニレ	ニレ属全部
37	ケヤキ	ケヤキ類全部
38	クワ	
39	カツラ	カツラ属全部
40	ホオノキ	
41	サクラ	シウリザクラを除くサクラ属全部

42	シウリザクラ	
43	キハダ	
44	ウルシ	
45	イタヤカエデ	
46	カエデ	イタヤカエデを除くカエデ属全部
47	トチノキ	
48	シナノキ	シナノキ属全部
49	センノキ	
50	アオダモ	
51	ヤチダモ	
52	キリ	
53	イヌエンジュ	
54	エノキ	
55	トネリコ	
56	その他広葉樹	
57	タケ	孟宗竹、マダケ

別表5 規程20条第6項

慣行薪炭材の樹種区分

番号	樹種	包括樹種
1	コナラ	ミズナラを除くコナラ属全部
2	ミズナラ	
3	雑木	ナラ以外の広葉樹全部

別表6 規程第21条2項(1)

品質区分表1

品質区分	点数
上	7点～9点
中	5点～6点
下	3点～4点

別表7 規程第21条第2項(3)

品質区分表2

欠点事項	上(3点)	中(2点)	下(1点)
枝(節)	3材面以上にないもの	2材面又は3材面に あるもの	4材面に あるもの
曲がり	軽微なもの(最大矢高が末口径の20パーセント以下)	顕著でないもの(最大矢高が末口径の40パーセント以下)	顕著なもの(左記の限度をこえるもの)
腐れ	ないもの	軽微なもの	左記の限度をこえるもの

別表8 規程別表第21条3項

品質区分表3 (青森県、岩手県、宮城県)

区分	針広別	品質区分	内容
立木を一般材として調査する場合	針葉樹「ヒバ」「天然スギ」	上A	胸高直径12cm以上で、根元から最も一般的な定尺の1番玉について1等材が採材されると認められるもの。
		上B	胸高直径16cm以上で、根元に欠点があるもので根元材を除いて最も一般的な定尺の1番玉について1等材の素材が採材されると認められるもの。

		中A	胸高直径12cm以上で、根元から最も一般的な定尺の1番玉について2等材又は3等材の素材が採材されると認められるもの。
		中B	胸高直径16cm以上で、根元に欠点があるもので、根元材を除いて最も一般的な定尺の1番玉について2等材又は3等材の素材が採材されると認められるもの。
		下A	胸高直径36cm以上で、根元から最も一般的な定尺の1番玉について4等材の素材が採材されると認められるもの。
		下B	胸高直径40cm以上で、根元に欠点があるもので、根元材を除いて最も一般的な定尺の1番玉について4等材の素材が採材されると認められるもの。
	スギ、ヒノキ以外の針葉樹	A	根元から最も一般的な定尺の1番玉が採材されると認められるもの。
		B	根元に欠点があるもので、根元材を除いて最も一般的な定尺の1番玉が採材されると認められるもの。
立木を低質材（NA）として調査する場合	スギ、ヒノキ以外の針葉樹	なし	一般材の採材が困難な立木で低質材として利用可能な素材が採材できるもの。ただし、特殊な用途に供するものは除く。
立木を高品質材等として調査する場合	銘木、珍木、奇木類		針葉樹、広葉樹ともに利用の区分に沿った品質区分をするほか、一般材として採材が可能なものは、一般材としての品質区分を併せて行う。
	高品質立木		針葉樹、広葉樹ともに高品質立木に該当するか否かは根元から最も一般的な定尺が採材される1番玉の素材の等級によって判定するものとし、「一般材として調査する場合」に準じて品質区分を行う。
立木を特殊な用途に供する場合			針葉樹、広葉樹ともに特殊な用途に沿った区分により品質区分するほか、一般材としての採材が可能なものは一般材としての品質区分も併せて行う。

別表9 規程別表第21条4項

品質区分表4

区分	針広別	品質区分	内容
立木を一般材として調査する場合	広葉樹	上	根元から主たる枝の分岐点まで2. 1メートル材が5玉以上採材されると認められ、かつ1番玉について一般材の採材が可能と認められるもの。
		中	根元から主たる枝の分岐点まで2. 1メートル材が2玉から4玉採材されると認められ、かつ1番玉について一般材の採材が可能と認められるもの。
		下	根元から主たる枝の分岐点まで2. 1メートル材が1玉も採材されない、又は1玉のみ採材されると認められ、かつ1番玉について一般材の採材が可能と認められるもの。
立木を高品質材等として調査する場合	銘木、珍木、奇木類		針葉樹、広葉樹ともに利用の区分に沿った品質区分をするほか、一般材として採材が可能なのは、一般材としての品質区分を併せて行う。
	高品質立木		針葉樹、広葉樹ともに高品質立木に該当するか否かは根元から最も一般的な定尺が採材される1番玉の素材の等級によって判定するものとし、「一般材として調査する場合」に準じて品質区分を行う。
立木を特殊な用途に供する場合			針葉樹、広葉樹ともに特殊な用途に沿った区分により品質区分するほか、一般材としての採材が可能なのは一般材としての品質区分も併せて行う。

別表10 規程第25条第1項

立木の材積表

1 秋田県、山形県

樹種	材積表
スギ(人工林)	昭和32年 4月 1日32業第680号 秋田スギ、スギ、ヒノキ、サワラに適用
秋田地方スギ (天然生林)	昭和32年 9月28日32業第2281号 天然秋田杉、天然スギ、ヒバ、モミ、アオモリトドマツ、シラベ、コメツガ、ネズコ、その他針葉樹天然木(アカマツ、クロマツを除く)に適用
カラマツ	昭和36年12月26日36秋業第3317号 カラマツ、トウヒに適用
アカマツ	アカマツ、クロマツに適用
ブナ(広葉樹)	昭和34年 2月24日34業第421号 広葉樹全てに適用

2 青森県、岩手県、宮城県

樹種	材積表
スギ(人工林)	昭和33年 4月調整 スギ人工林摘要
スギ(天然林)	大正15年 3月調整 スギ天然林摘要
ヒバ	大正15年 3月調整 ヒバ適用
アカマツ	昭和28年 4月調整 アカマツ摘要
針葉樹	昭和 9年10月調整 クロマツ、カラマツ、ヒメコマツ、ネズコ、その他針摘要
広葉樹	昭和31年 3月調整 広葉樹全部摘要



別表 1 1 規程第 2 5 条第 2 項

立木の枝条材積

1 秋田県、山形県

樹 種	枝条率
天然秋田杉、天然スギ、ヒバ、カラマツ、モミ、アオモリトドマツ、シラベ、コメツガ、トウヒ、ネズコ、その他針葉樹天然木	5%
秋田杉、スギ、ヒノキ、サワラ	10%
アカマツ、クロマツ	15%
全ての広葉樹	25%

2 青森県、岩手県、宮城県

樹 種	枝条率
スギ、ヒノキ、サワラ、カラマツ	3%
アカマツ、クロマツ、ヒメコマツ、ヒバ、モミ、 アオモリトドマツ、ネズコ、コメツガ、その他針 広葉樹	5%
	29%